

地震保険の損害状況申告方式について

概要

- ・首都直下地震などの大規模地震で甚大な被害が発生している場合において、損害保険会社が迅速に保険金をお支払いするために必要と判断し、お客さまにご承諾をいただいている場合に限って実施するもの。
- ・お客さまは、被災した建物および生活用動産の損害状況を専用の損害状況申告書に記入し、損傷個所の写真を添付して損害保険会社に申告する。
- ・損害保険会社は、お客さまからの申告された内容に基づき損害調査を行い、損害の程度を認定。損害の程度に応じた地震保険金をお支払いする。